

議案第 1 2 号

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 0 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和 3 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校の表大谷小の項中「今泉（市道第 2 0 5 9 4 号線東側で、上尾平方線南側）、川（市道第 2 0 5 9 4 号線東側で、上尾平方線南側、上尾平方線北側）」を「今泉（市道第 2 0 5 9 4 号線東側で、上尾都市計画道路上尾平方線南側）、川（市道第 2 0 5 9 4 号線東側で、上尾都市計画道路上尾平方線南側、上尾都市計画道路上尾平方線北側）」に改め、同表大石小の項中「、浅間台三丁目（1 5 番地、2 3 番地、2 4 番地を除く。）」を「、浅間台三丁目（2 番地から 1 0 番地まで、1 7 番地から 2 1 番地まで、3 1 番地から 3 5 番地まで）」に、「、今泉後（小敷谷吉田通線北側で、市道第 2 0 3 6 5 号線東側）及び弁財下を除く。）、三井区（小敷谷吉田通線北側）」を「、上尾都市計画道路上尾池袋線東側で鴨川西側並びに上尾都市計画事業小泉土地区画整理事業設計図に表示する区 8 - 6 号線及び区 8 - 7 号線南側を除く。）、三井区（上尾都市計画道路小敷谷吉田通線北側）」に改め、同表今泉小の項中「上尾平方線南側、上尾平方線北側」を「上尾都市計画道路上尾平方線南側、上尾都市計画道路上尾平方線北側」に改め、同表西小の項中「、小泉（今泉後（市道第 2 0 3 6 5 号線の東側）、弁財下）、三井区（小敷谷吉田通線南側）」を「、小泉（上尾都市計画道路上尾池袋線東側で鴨川西側並びに上尾都市計画事業小泉土地区画整理事業設計図で表示する区 8 - 6 号線及び区 8 - 7 号線南側、三井区（上尾都市計画道路小敷谷吉田通線南側）」に、「浅間台三丁目のうち 1 5 番地、2 3 番地及び 2 4 番地」を「浅間台三丁目 1 番地、1 1 番地から 1 6 番地まで、2 2 番地から 3 0 番地

まで」に改める。

別表第 2 J 区域の項当該調整区域の範囲の欄を次のように改める。

浅間台一丁目、浅間台二丁目、浅間台三丁目 2 番地から 10 番地まで、17 番地から 21 番地まで、31 番地から 35 番地まで、大字小泉字宮山、大字小泉のうち上尾都市計画道路上尾池袋線東側で鴨川西側並びに上尾都市計画事業小泉土地区画整理事業設計図に表示する区 8 - 6 号線及び区 8 - 7 号線南側を除く区域、三井区（上尾都市計画道路小敷谷吉田通線北側に限る。）
--

別表第 2（注）を削る。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市立小・中学校通学区域検討協議会の助言を踏まえ、大字小泉及び浅間台三丁目の一部区域における通学区域の指定変更をするため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。